特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	障害者総合支援法による地域生活支援事業(日常生活用 具給付の決定等)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、障害者総合支援法による地域生活支援事業(日常生活用具給付の決定等)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

横浜市長

公表日

令和3年2月5日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

- Isotom 113. De						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称 障害者総合支援法による地域生活支援事業(日常生活用具給付の決定等)に関する事務						
②事務の概要	当該事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」とする。)第77条第1項第6号に基づき、日常生活を営むのに支障がある障害者等に、日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるもの(以下、「日常生活用具」とする。)の給付又は貸与をする事務である。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」とする)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 日常生活用具の申請受理、給付決定又は却下の審査に関する事務 2 日常生活用具の決定に係る費用負担認定に関する事務 3 日常生活用具給付券の交付に関する事務 4 日常生活用具の給付状況の管理(更生指導台帳)に関する事務 5 情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務					
③システムの名称	福祉保健システム、情報共有基盤システム、統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム					
2 特定個人情報ファイル名						

2. 特定個人情報ファイル名

福祉保健システム(日常生活用具給付制度利用者DB) 統合番号連携ファイル

3.	個人番号の利用	

法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第9条第2項及び第19条第8号 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第1項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	く選択収ァ [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定	
②法令上の根拠	照会】 \$号法第19条第8号	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課
②所属長の役職名	障害自立支援課長

6. 他の評価実施機関

なし

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

横浜市役所

市民局市民情報センター 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882 鶴見区役所

区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680 神奈川区役所

区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021 西区役所

区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区役所

区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121 南区役所

区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所

区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 保土ケ谷区役所

区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ケ谷区川辺町2-9 045-334-6221 旭区役所

区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ケ峰1-4-12 045-954-6023 磯子区役所

区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335 金沢区役所

区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721 港北区役所

区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221 緑区役所

区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220 青葉区役所

区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町31-4 045-978-2221 都筑区役所

区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ケ崎中央32-1 045-948-2222 戸塚区役所

区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321 栄区役所

区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335 泉区役所

区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335 瀬谷区役所

区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ッ橋町190 045-367-5635

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

請求先

横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課 045-671-3891 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地の10

しきい値判断項目 Π

1. 対象人数 <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 評価対象の事務の対象人数は何人か 1万人以上10万人未満] 3) 1万人以上10万人未满 4) 10万人以上30万人未满 5) 30万人以上 いつ時点の計数か 令和2年3月31日 時点 2. 取扱者数 く選択肢> 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か 500人未満 1 1) 500人以上 2) 500人未満 いつ時点の計数か 令和2年3月31日 時点 3. 重大事故 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 <選択肢> 発生なし] 情報に関する重大事故が発生したか 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施 れている。	を機関につ	ついては、それぞれ重	点項目評価書	又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載さ				
2. 特定個人情報の入手(†	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託		[]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	システムを通し					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続	[]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・決	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[〇]内部	· S. E. T. S.				
9. 従業者に対する教育・唇	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 84項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第60条第8号		事後	
平成31年1月4日	I 関連情報 4. 個人情報ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 番号法第19条第7号 別表第二 108項	【照会】 番号法第19条第8号	事後	
平成31年1月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	障害福祉課長 上條 浩	障害福祉課長	事後	
	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	
平成31年1月4日	Ⅳ リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律の施行 に関する条例第4条第1項	【情報照会】 ・番号法第9条第2項及び第19条第8号 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第1項	事後	
令和3年2月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署名	横浜市健康福祉局障害福祉部障害福祉課	横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課	事後	
令和3年2月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	障害福祉課長	障害自立支援課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	/. 特定個人情報の用示・訓 正・利田停止語 求	市民局市民情報センター 231-0017 横浜市中	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005 横浜市中 区本町6-50-10 045-671-3882	事後	
市和3年2月5日	8. 特定個人情報ファイルの取	1040-071-3891 	横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課 045-671-3891 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地の10	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	